

(説明－B)

1. 旅客不定期航路事業許可申請書 (記入・様式例)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

関東運輸局長 殿

〇〇県〇〇市〇〇町1丁目2番3号
〇〇〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇 〇 〇 〇
T E L
F A X

旅客不定期航路事業許可申請書

海上運送法第21条及び同法施行規則第23条の3の規定に基づき、〇〇〇〇航路(〇〇〇～〇〇〇航路)における旅客不定期航路事業を経営したいので、関係書類を添えて申請します。

記

一. 住所及び氏名

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町1丁目2番3号
氏名 〇〇〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇 〇 〇 〇

二. 役員の氏名

代表取締役 〇 〇 〇 〇
取 締 役 〇 〇 〇 〇
監 査 役 〇 〇 〇 〇

三. 事業計画

1. 航路の起点、寄港地、終点及びそれらの相互間の距離

〇〇港～ ×km ～〇〇港～ ×km ～〇〇港

航路図をもって明示すること

2. 使用旅客船の明細(第1号様式による)

添付書類

3. 当該事業に使用する係留施設、水域施設(泊地等をいう。)、陸上施設(旅客乗降用施設等をいう。)
その他の輸送施設(使用旅客船を除く。)の概要

「例 記」

公共〇〇岸壁に浮棧橋を設置し、船舶が安全に係留できるようになっている。航路上の水
深は、平均〇〇mであり、十分確保され、また、係留時においても、回頭できる広さがあり
ます。

乗降用のタラップも用意し、旅客の安全を確保できる。

4. 運航の時季又は時間

「例 記」

運航の時季：年間を通して運航する場合は「通年」

期間を限定して運航する場合は「〇〇月～〇〇月間 運航」

運航の時間：終日。ただし、夜間の時間帯を除く。等

5. 運航開始予定日

「例 記」

- ・ 申請から事業開始まで猶予のない場合は
「許可以降、運航が可能となった日」
- ・ 申請から事業開始まで時間的余裕がある場合は
「平成〇〇年〇〇月〇〇日(予定)」

6. 乗合旅客の運送をするものにあつては、その旨

「例 記」

- ・ 乗合旅客の運送を行なわない。
- ・ 乗合旅客の運送を行う。(起終点が同一の周遊航路等のみ可)

※「運賃及び料金」との整合性に注意すること。

③ 記載上の注意

二の役員の氏名覧には、商業登記簿謄本に記載されている役員すべての名前を記入。
また、個人申請の場合「該当ない」旨を記載する。

◎ 当該申請が法第4条各号に規定する基準に適合する旨の説明

1. 法第4条第一号：当該事業に使用する船舶、係留施設その他の輸送施設が当該航路における輸送需要の性質及び当該航路の自然的性質に適応したものであること。

(1) 使用船舶

船名、船程、船質、進水年月日、船舶所有者、用途、総トン数、旅客定員、資格、主機の種類、連続最大出力、最大速力、航海速力、長さ、幅、深さ、最大喫水、造船所、無線設備、運動性能（旋回能力＝旋回径、左回り、右回り、惰力＝運動停止惰力、操船上の特殊設備

【例 記】

本船は、〇〇〇〇〇〇〇造船株式会社にて新造した半没水型双胴船で、機関はヤンマーディーゼル2基、船体は軽合金製であり、航行速力も全回転で22ノットと快速を誇り、快適な乗り心地と相まって安全性についても旋回性、復元性、波浪対策等すべての機能・構造に優れた船舶であります。

一般配置図、船舶国籍証書（写）及び船舶検査証書（写）、船舶検査手帳（写）等
特殊構造船認定指示書（写）・・・・・・河川航行船舶の場合
用船契約書（写）又は用船契約承認書（写）・・・・・・用船である場合

(2) 係留施設・乗降施設

①岸壁、栈橋、ポンツーン等

岸壁等の対象船舶、長さ、天端高、エプロン幅等を明らかにするとともに最高潮時及び最低潮時にも安全に係留、乗降ができることを説明すること。

②ビット等係船設備の強度及び配置

ビットの型式、強度、設置位置及び暴風用ピットの使用可能等を明らかにして安全に係船できることを説明すること。

③防舷物の構造、配置

型式、設置位置及び構造が適切であり、潮高変化に対し有効であることを説明すること。

【例 記】

船舶の接する岸壁部分にゴム製のタイヤ（直径〇〇mm）を2箇所設けています。

④その他の係留施設等

旅客の乗降用とは別に、夜間等の係留場所を使用する場合、その所在地、岸壁等の名称、施設または水域等の所有者または管理者名等、概要を説明すること。

【例 記】

営業運航等の終了後、下記係留施設で船舶の保管・警理等を行う。

所在地： 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇ー〇ー〇

名 称： 〇〇岸壁、〇〇栈橋、〇〇マリーナ 等

所有者または水域管理者： 〇〇マリーナ(株)、〇〇市港溝局〇〇港管理事務所 等

占有形態： 〇〇マリーナ(株)と使用契約を締結

〇〇港管理事務所の占有使用許可

〇〇漁業協同組合の使用承諾

(3) 水域施設

港湾平面、使用予定水域の水深（航路上・棧橋付近）、港内操船（離着岸方法）、橋の制限高さ等について詳細に記載すること。

【例 記】

使用棧橋の位置、配置等については、添付書類の棧橋全体図を参照して下さい。

使用予定水域の水深については、〇〇運河、〇〇運河において航路上、〇〇mの水深があります。 添付書類

また、係留乗降用ポンツーン付近の入出港操船に必要な水域についても、使用船舶の最大喫水〇. 〇m以上の水深は維持されており、十分に安全確保されており、何等支障ありません。

なお、港内操船図については別紙のとおりです。

・港内操船図 添付書類

航路上、最も低い橋は〇〇橋で、水面上〇. 〇mの高さであり、本船の航行には支障ありません。

(4) 気象・海象に対する安全対策

気象、海象情報の収集、伝達体制及び荒天時における曳船の使用基準等の安全対策について説明すること。

【例 記】

運航管理者は、旅客船を就航させる日は、運航前日の21時、当日の7時、12時にテレビ、ラジオ、気象FAXにより、東京湾内の気象・海象情報を入手し、本船発航前に船長に対し必要な情報を与えるほか、本船船長もテレビ、ラジオ、NTT電話サービス等により常時気象・海象状況を把握して安全を維持する。

(5) 陸上施設

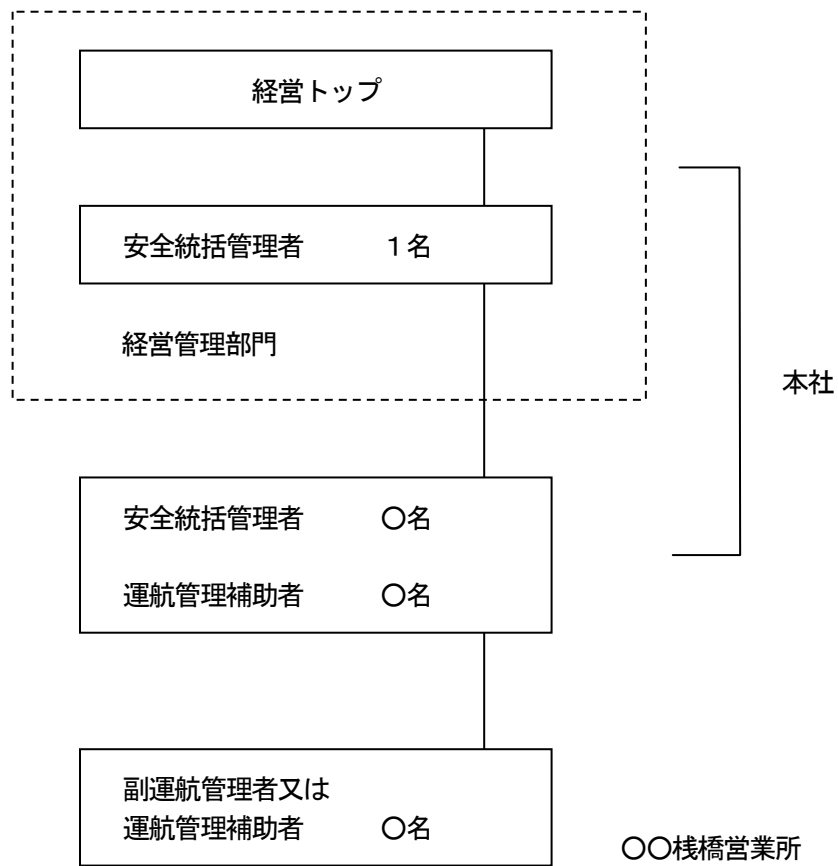
- ① 待合所及び営業所の所在地・面積・照明設備、駐車場・道路等の位置等、
- ② 待合所と船舶の乗降口との経路
- ③ 旅客・車両乗降用施設の構造・位置、接合部等
- ④ 当該施設の所有・借用等の使用権限の有無
- ⑤ 中長距離フェリーの場合、船舶の積載能力の車両が駐車し得る駐車場が確保されていることについて詳細に記載すること。 ・添付書類

(1) 安全マネジメント体制及び運航管理体制

資 格 平成 年 月 日 一級小型船舶操縦士免状取得

③安全管理組織図と配置

(例) * 事業者の安全管理体制により人数が異なります。



【例 記】

運航に関しては、当社安全管理規程に基づき、安全統括管理者 1 名、運航管理者 〇 名、運航管理補助者 〇 名の計 〇 名をもって安全管理につとめる。

③安全統括管理者及び運航管理者の勤務体制

【例 記】

- 安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければならない。
- 安全統括管理者がその職務を執ることができないときは経営トップが執るものとする。
- 運航管理者は、本船就航中は原則として本社に勤務する。
- 運航管理者がやむを得ず不在となる場合は、運航管理規程の定めるところにより 予め代行者を指名して運航管理にあたらせる。
- 運航管理補助者を常時就労させ万全の運航管理体制を維持する。

(2) 運航の可否の判断

安全運航管理規程の「運航基準」について簡潔に記載すること。

【例 記】

a. 発航の可否判断

〇〇〇の気象・海象が次の条件の一に達していると認められるときは、発航を中止する。

風 速	〇〇 m/s 以上
波 高	〇. 〇m 以上
視 程	〇〇〇m 以上
各橋梁下と船上との空間	〇〇 cm 未満

b. 基準航行の可否判断

航行中、周囲の気象・海象が上記の条件の一に達したと認められるときは、基準航路にかかわらず、航行の継続を中止し、反転、避泊、その他適切な措置を取る。特に周囲の視程が上記基準に達すると認めるときは、基準経路如何にかかわらず、一層見張りを厳重にすると共にレーダー等の有効活用により、安全運航を維持する。また、そのときの状況に適した安全な速力に減速する等、適切な措置を講ずる。

c. 運航の可否判断等の記録

運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を（検査記録簿、点検簿、航海日誌等）〇〇に記録する。運航中止基準に達した又は達するおそれがある場合における運航継続の措置については、判断理由を記載する。

添付資料

運航基準図（作成は運航管理規程を参照）

橋脚クリアランス調査表

(3) 各種作業体制

①陸上作業（内容記載）

乗下船する旅客の誘導・整理作業、乗降用施設の取付け、離着岸時の綱取り作業、車輛の誘導・整理・固縛作業等（人数）について説明すること

②船内作業（内容記載）

旅客の誘導、離着岸時の綱取り作業等について、船員の配置を踏まえ説明すること

③委託作業（委託がない場合は不要）

委託範囲、責任の明確な作業体制について記載すること。

(4) その他

①その他の運航管理体制

②乗組員体制

- ・乗組船員名簿 添付書類
- ・船舶職員の海技免状（写） 添付書類

3. 法第4条第三号：前号に掲げるもののほか、当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

(1) 保険契約締結

締結する又は締結予定の保険契約の内容を記載すること。

【例 記】

適正な船舶保険及び搭乗者障害保険もすべて加入済みである。

適正な船舶保険及び搭乗者傷害保険に加入する予定である。

- ・ 船舶海上保険証券（写） 添付書類
- ・ 傷害保険（写） 添付書類

4. 法第4条第四号：当該事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

(1) 会社概要

社名、所在地、設立、資本金、主たる出資者等について、記載すること。

- ・ 会社案内 添付書類

(2) 経営形態、組織

事業の遂行に関し責任の範囲が明確であるような組織、経営形態であることを記載すること。

定期航路事業者としての知識・経験について、記載すること。

- ・ 会社機構図 添付書類

(3) 所要資金及び資金計画

- 資産状況及び信用程度について、記載すること。
- 増資予定である場合、その概要を記載すること。
- 自己資金等について、申請書に次の書類を添付すること。
 - 新たに会社を設立する場合又は既存会社（上場会社を除く。）増資を予定している場合は、株式引受承諾書
 - ①のほか、自己資金が存在することを証明する書面
- 借入金については、融資期待銀行名及び融資期待額、延払いによって船舶を建造しようとするときは、建造予定造船所名並びに延払額及び延払条件を具体的に記載すること。

- ・ 定款、登記簿謄本 添付書類
- ・ 最近1年間の損益計算書及び貸借対照表 添付書類

5. 法第4条第五号：当該事業の開始によって船舶交通の安全に支障を生ずるおそれのないものであること。

①航路（基準経路）、②安全運航対策、③棧橋使用計画等について記載すること。

【例 記】

本計画の基準経路は別紙運航基準図のとおり、〇〇岸壁から〇〇を経て、〇〇岸壁に帰航するもので、距離〇〇km、〇〇分です。

船長は航行中絶えず周囲の状況に留意して、航走波により他船に危険を及ぼさないように、適度の速力で航行する。

・運航基準図 添付書類

【例 記】

② 安全運航対策

- a. 申請航路は、安全運航上実行可能な範囲において、管制対象船の航路を避けて設定し航路を横断するときは、直角に近い形で速やかに横断する。
- b. 航指管制信号に注意し、船舶交通の制限があるときは、航路外の安全な水域において待機する。
- c. 停泊中又は航行中の漁船、はしけ、小型の納涼船、その他雑種船の航波障害の発生に留意し、付近航行に際しては、安全な速力、距離を確保しながら、十分に注意して航行することとする。
- d. 夜間航行に際しては見張りを更に厳重にするとともに、レーダーをも適切に使用し、安全航行に努める。
- e. 視界制限状態においては、見張りを一層厳重にし周囲の状況に応じて安全な速力まで減じ事故防止に努める。
- f. 基準航路に関係する工事海域、障害物等の情報収集を常に行い、事故防止に努める。

③岸壁等使用計画

岸壁等の使用時間、入出港時に他船との競合がないことを説明する。

【例 記】

通常は、午前〇時に出港し、最終便は午後〇時〇〇分に着岸します。

1日、〇便です。

岸壁は〇〇港湾管理者より係留及び発着の使用が認められており、他船との競合はありません。

*他社と共同使用の場合

発着時刻を定めるとき他船と競合しないように発着時刻を調整のうえ定めます。

また、入出港経路において、他船と競合することはありません。

◎創業に必要な資金の総額、内訳及び調達方法を明示した資金計画

総額、内訳及び資金の調達方法を明示すること。

【例 記】

特に所要資金を要しない場合は、定款、登記簿の謄本並びに最近1年間の損益計算書及び貸借対照表をもって代えることができる。

・定款及び登記簿謄本 添付書類

・最近1年間の損益計算書及び貸借対照表 添付書類

◎安全管理規程の概要並びに安全統括管理者及び運航管理者に予定されている者の略歴

「法第4条第2号の基準に適合する旨の説明」において、既に記載されているので、「法第4条第2号の基準に適合する旨の説明を参照」と記載。

◎運送約款

標準運送約款（昭和61年5月26日付け運輸省告示第252号）を適用する場合は、その旨を記載。
なお、独自の運送約款を適用しようとする場合は、別途「運送約款設定認可申請」が必要となります。

使用船舶明細書（第1号様式）

使 用 船 舶 明 細 書

船 名		
船舶の種類		
船 質		
進 水 年 月		
船舶所有者		
総 ト ン 数		
貨物積載容積		
自動車航送に係る自動車積載面積		
旅 客 定 員		
主機の種類		
連続最大出力		
航 海 速 力		

（注）予備船の船名は、括弧書きとすること。